

下記の物品について、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

令和6年1月9日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

1 入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 発光プレートリーダー 一式
- (2) 物品の特質等 仕様書による
- (3) 納入期限 令和6年3月29日(金)
- (4) 納入場所 静岡県立大学薬学部棟3階 共同利用機器室(6310室)
- (5) 入札方法 総価による

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託、システム開発業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下において「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)の基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けているものを除く。))でないこと。
- (5) 申請書等の提出日時までに、静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競

争入札参加資格において、「33. 理化学機械器具」の営業種目について物品購入等に係る競争入札参加資格を有する者であること。

(6) 物品納入後、修理、点検その他のアフターサービスを手配する体制が整備されている者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 交付場所及び担当部局

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局 総務部出納室
TEL:054-264-5104 FAX:054-264-5099

(2) 交付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月16日(火)まで
ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時30分から16時00分までとする。

4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 入札書の問い合わせ先及び提出場所

上記3(1)に同じ。
なお入札書は、下記開札日及び場所に直接提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

令和6年1月26日(金) 13時30分
〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学 はばたき棟 第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は入札説明書による。